独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社東計電算		コード	4746
提出日	2021/3/12	異動（予定）日	2021/3/24	
独立役員届出書の提出理由	2021年3月24日開催予定の第51回定時株主総会において、社外取締役の異動を予定しているため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	長沢　俊夫	社外取締役								○		○						
2	由利　義宏	社外取締役								○		○						
3	菅谷　雄一	社外取締役	○										○				新任	有
4	山口　俊明	社外取締役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	長沢俊夫氏は、当社の製品販売等の主要取引先かつ主要株主である東京濾器株式会社の業務執行者であります。なお、同社と当社との間には、年間316百万円（2021年12月期実績）の取引があります。	
2	由利義宏氏は、当社の製品販売等の主要取引先かつ主要株主である日本総合住生活株式会社の業務執行者であります。なお、同社と当社との間には、年間741百万円（2021年12月期実績）の取引があります。	
3	菅谷雄一氏は当社と顧問契約を締結している弁護士であり、直近3ヶ年の顧問弁護士としての報酬額は平均で年間2,560千円程度となっており、当社の売上高規模からしまして僅少であります。	菅谷雄一氏を独立役員として指定した理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、法律家として長年培われた豊富な経験と高度な知識を当社の監査等に活かしていただけると判断したためであります。 なお、同氏は当社と顧問契約を締結しておりますが、直近3ヶ年の顧問弁護士としての報酬額は平均で年間2,560千円程度と僅小であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと考え、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
4		山口俊明氏を独立役員として指定した理由は、上記a～lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したためであります。又、同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査等に活かしていただけると判断しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。